

平成19年3月30日（香川県報号外）香川県規則第48号中改正前の欄に掲げる規定第9条第2項の訂正

誤	2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。
正	2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。